

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第32号

令和8年5月29日施行

馬瀬川上流漁業協同組合

馬瀬川上流漁業協同組合内共第32号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、馬瀬川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第32号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、にじます、いわな、こい、うなぎ、おいかわ、うぐい、あじめどじょう、及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣りをいう。）に限るものとし、次の表のア欄の漁業においては、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内で行わなければならない。ただし、手釣、竿釣の補助漁具として、たも網（網枠の直径42cm以下）を使用することは認めることとする。

ア、漁業	イ、漁具・漁法	ウ、規 模
あゆ漁業	友釣り	竿は1本とし、掛け針は3段以下4本以内 リールの使用は禁止及び鮎ルアーの使用は禁止
雑魚漁業	手釣・竿釣	竿はあまご・いわなは1本、その他の魚種は3本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
あまご・いわな	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
う ぐ い	6月1日から翌年3月31日まで
にじます・こい・うなぎ おいかわ・あじめどじょう	1月1日から12月31日まで

かじか	
-----	--

2 前項の公表は、組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種
葛谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬惣島地区)	1月1日から 12月31日まで	全 魚 種
小川林谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬中切地区)		
里谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬中切地区)		
黒石谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬黒石地区)		
西無笹谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬黒石地区)		
一之谷及びその支派川の全域 (下呂市馬瀬川上地区)		
松谷及びその支派川の全域 (高山市清見町大原地区)		
小原川及びその支派川の全域 (高山市清見町大原地区)		

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご・いわな	15センチメートル
うぐい	10センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	竿釣(友釣り)	3,000円	16,000円	3,000円
あまご・にじます いわな・こい うなぎ・おいかわ うぐい・あじめどじ よう・かじか (以下「雑魚」 という。)	竿釣	1,500円	7,000円	1,500円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	高校生以下	無料	無料	——
	女性 25歳未満の者 心身障害者(身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者) 75歳以上の者	2,000円	10,000円	3,000円
雑魚	高校生以下	無料	無料	——
	女性 25歳未満の者 心身障害者(身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者) 75歳以上の者	1,000円	5,000円	1,500円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することがで

きる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
 - 3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
 - 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を、携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面又は写しを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する

腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付則

この規則は、令和7年5月30日から施行する。

付則

この規則は、令和8年5月29日から施行する。